

# 大衆文化における科学イメージの形成

## ——探偵小説における指紋表象とその言説的効果



### ◇探偵小説と科学

「探偵小説は科学と芸術の混血児である」（江戸川乱歩「鬼の言葉」『ぷろふいる』1936年）とも言われるように、探偵小説にはその時代の様々な科学やテクノロジーが表象されますが、それらは人々が科学に対して持つ認識やイメージを形成する一要素となります。その形成過程の一端を探るため、探偵小説とも深く関わる指紋の表象に注目しました。

### ◇〈指紋法〉の認知と探偵小説における指紋表象

日本への、指紋による個人識別技術（＝〈指紋法〉）の公的な導入は1908年ですが、その認知の社会的な拡がりとは、探偵小説における指紋表象には明確な対応がうかがえます。



〈指紋法〉導入に関わった大場茂馬

	主に1910年代	主に1920年代
〈指紋法〉の実際の認知	専門的な解説書を通じて、警察や司法省関係者を中心に広まる	大衆向けの雑誌・新聞記事や概説書を通じて、大衆にも認知拡大
探偵小説における指紋表象	指紋による個人の特定が、驚くべき技術として描かれる	指紋による個人の特定が、捜査などの過程で当然行うべきものとして描かれる

探偵小説における指紋表象の内実が〈指紋法〉の社会的な認知拡大と並行しており、解説書などのノンフィクションと探偵小説などのフィクションが相互に作用しつつ〈指紋法〉の認知が一般的に拡大されていくことがうかがえます。

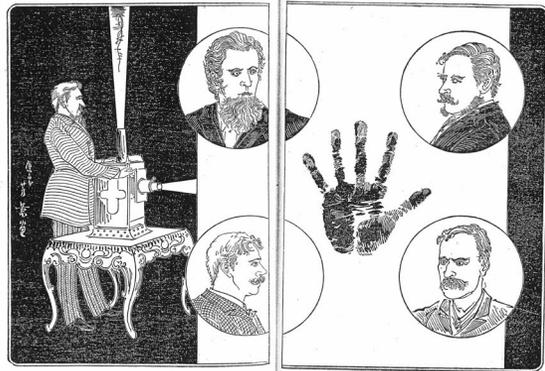
※左の作品では、指紋の性質を知らない一般人が描かれ、右の作品ではすでに知っている一般人が描かれる

#### ▽三津木春影「巧妙自在 奇怪の指紋」1910年

「そ、そんな馬鹿なことが……たとえ指紋が同じでありまして……大勢の中には同じのが無いとも限りますまいから……」  
「ハハハ、それは不可よ。指紋というものは一万人のが一万人、悉く違って居るべき筈のもので、さればこそ警視庁でも罪人の手を一々捺させておいて、他日の参考にするのではないか。どんな強情な悪漢でも、この指紋を比べられたが最後、直ちに恐れ入って白状するという位ではないか。」

#### ▽江戸川乱歩「双生児」1924年

指紋といふものは一人一人皆違ふものだ。どんな双生児だって決して指紋だけは同じではないといふことを、私はいつか聞いていたのです。で、その日記帳の兄のに相違ない指紋を発見すると、これは指紋からばけの皮が現れやしないかなといふ心配の爲に青くなりました。



快樂亭ブラック「幻燈」挿絵  
『東錦』1892年

## ◇探偵小説における指紋表象の虚構性

実は当時、個人を特定するために、基本的には両手指10本の指紋を全て用いる必要がありました（現在は1つで可能）。にもかかわらず、〈指紋法〉に関する当時の大衆向けの記事や探偵小説における指紋表象では、あたかも1つの指紋から個人を特定することが簡単にできるかのような、いわばある種の「ウソ」が強調されていたのです。

## ◇虚構性を含んだ指紋イメージの形成

魔法のように個人を特定することが可能な科学というイメージとともに、指紋や〈指紋法〉は当時の社会に広まっていったことがうかがえます。こうした探偵小説などのフィクションに基づいて形成されていった（虚構性を含んだ）指紋イメージはその後、指紋を用いて社会の構成員を管理しようとする統治側の欲望とも通じていくこととなります。

満州国では戸籍法制度を設ける代りに指紋法を採用し三千万民衆の指紋をとり、国民が何れに移動しても指紋によって科学的に判別する方法をとることに決した。  
（「戸籍代りに指紋法を採用 満州国での新しい試み」『犯罪学雑誌』1932年）